

## 飛び入学に関する状況について

本法科大学院では、いわゆる「飛び入学」による受験を、下記に定める出願資格において認めている。

- ・出願する年度の3月31日の時点で大学に3年以上在学することとなる者で、出願時に大学卒業に必要な単位を90単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上(100点満点で80点以上)の成績が60単位以上であるもの。ただし、上記各位単位には、出願時に在学する大学に入る前に修得したものを含まない。

この出願資格により、2017年4月に1名、2020年4月に1名、2021年4月に1名の入学者(いずれも2年短縮型)があった(なお、うち1名については、早期卒業者である)。

また、いずれの学生も標準修業年限内に修了し、3名ともに修了直後に受験した司法試験に合格している。